

岡山パブリック法律事務所の公益的活動

公益的活動の方法

1.弁護士法人の業務として

- ①個別の訴訟等（公益的事件）
- ②後見業務（法人後見）
- ③弁護団活動（事務局機能）

2.別団体（NPO等）の活動支援として

- ①団体設立時に主たる事務所を置き、事務局を担う
- ②個人が理事・監事に就任して別団体の運営に関わる

3.審議会・勉強会・講演会活動

- ①各種審議会や勉強会に参加（企画も）
- ②各種講演活動

公益的事件

<公設事務所の支援に関する規則より>

- 1.高齢者及び障害者の権利に関する事件その他社会福祉に関する事件
- 2.女性の人権に関する事件及び家庭内暴力事件
- 3.子どもの権利に関する事件及び少年保護事件
- 4.外国人の権利に関する事件
- 5.犯罪被害者支援事件
- 6.消費者被害事件及び多重債務事件
- 7.民事介入暴力事件
- 8.労働事件
- 9.公害環境事件
- 10.住民訴訟等の行政事件
- 11.その他公益性のある事件

法人後見

<社会福祉士との協働と【後見センター】>

- 1.高齢者・障害者・子どもの支援
- 2.刑余者・被虐待者の特性をもつ人も支援
- 3.司法と福祉の連携で困難案件も対応可能
- 4.継続的かつ長期にわたる支援が可能
- 5.不採算案件も一定数受任している
- 6.法人内部の管理体制を強化
- 7.組織的対応で600件以上の案件を受任
- ★法人後見を全国へ★の取組中

弁護団活動等

【これまでの主な弁護団活動】

- 1.ハンセン病国家賠償訴訟瀬戸内弁護団
- 2.中国残留孤児訴訟岡山弁護団（会計担当）
- 3.薬害肝炎訴訟岡山弁護団（代表・事務局）
- 4.原爆症認定訴訟岡山弁護団（会計担当）
- 5.生活保護基準引き下げ反対弁護団
- 6.岡山原発被災者支援弁護団
- 7.消費者関係の弁護団（富士・ティティコム等）

岡山パブリック法律事務所が関与して設立された法人・団体

- 1.NPO 岡山高齢者・障害者支援ネットワーク
- 2.NPO 子どもシェルターモモ
- 3.NPO おかやま入居支援センター
- 4.NPO DVシェルターろびん
- 5.NPO あんしんコミュニティ岡山
- 6.NPO おかやまUFE
- 7.協同組合外国人技能実習サポートセンター
- 8.生活保護支援中国ネットワーク

岡山パブリック法律事務所の弁護士・社会福祉士が関与している法人等

- 1.公益財団法人リーガル・エイド岡山
- 2.公益財団法人邑久光明園友愛会
- 3.NPO 岡山県精神障害者家族会連合会
- 4.NPO ホームレス支援きずな
- 5.NPO フードバンク岡山
- 6.NPO 未成年後見支援センターえがお
- 7.NPO 岡山家族支援センターみらい
- 8.NPO ピアサポートセンターひとりの実
- 9.ピギナーズネット中四国支部

岡山パブリック法律事務所の弁護士・社会福祉士が関与している活動

- 1.高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会
- 2.たまのネットワーク懇談会
- 3.高齢者・障害者虐待防止アドバイザー
- 4.おかやま司法福祉ネット
- 5.行政機関の各種審議会の委員
- 6.各種講演活動

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

- 春日町本部…〒700-0905 岡山市北区春日町5番6号 TEL: 086-231-1141 FAX: 086-803-3677
- 後見センター…〒700-0905 岡山市北区春日町5番6号 TEL: 086-206-5410
- 津山支所…〒708-0062 岡山県津山市京町73-2 丹沢ビル2階 TEL: 0868-31-0035 FAX: 0868-31-0036
- 岡山大学内支所…〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1（岡山大学文化科学系 総合研究棟1階） TEL: 086-898-1123 FAX: 086-898-1124
- 玉野支所…〒706-0002 岡山県玉野市築港1丁目17番5号 サニーセブンビル202 TEL: 0863-33-6113 FAX: 0863-33-6115

【福祉職の皆様へ】…無料相談のご案内

- 1.福祉職の皆様からの福祉的支援に関するご相談はいつでも無料です。
- 2.福祉職の皆様からのご紹介によるご相談を期間限定で無料化します（H27.11-H28.1）。内容や対象は問いません。福祉職の皆様が一人で悩むことなく安心してお仕事をしていたくことで良い支援につながると考えて企画しました。健康上の理由などで相談にいくことができない場合には出張いたしますので、お気軽にご連絡ください。

後見センター TEL(086)206-5410



CONTENTS	●ご挨拶	P1
目次	●法人後見を考える会@東京	P2
	●おかやまUFEの活動報告	P3
	●パブリックの公益活動	P4

ご挨拶

弁護士 溝手 はるか

高知県の安芸ひまわり基金法律事務所の所長任期を終え、平成27年9月に、当事務所に戻って参りました。安芸への赴任前は、約1年半津山支所にて養成を受け、今回は南の玉野支所にて勤務することとなりました。5年ぶりの岡山暮らしで、岡山弁にほっこりしています。帰任のご挨拶とともに、安芸での報告等をさせていただきます。

安芸ひまわり基金法律事務所は、高知県東部の安芸市にあり、高知市内へは車で1時間程度と県の中心部へは比較的近い場所にあります。しかし、高知地方裁判所安芸支部の管内は、人口約5万人、事務所からでも東に2時間近くかかる徳島県との県境の地域も含まれ、海沿いのみならず、山間部の地域も含まれています。徳島県側を見ても、県境から1時間はかかる阿南市まで法律事務所はなく、かなり広い地域が法律事務所の空白地帯になっています。

地域の主な産業は、農業や漁業等一次産業です。相談の際に、以前に裁判所から書類届かなかったかと尋ねると船に乗っていたのでわからないとの回答が返ってきたり、息子がさっき取ってきたと魚を一匹いただいたり、この収入でどうやって生活しているのかと尋ねると「家の畑で野菜をとって食べよう」との返答があったりと、都市部とは生活スタイルの違いを感じることも多々ありました。また、具体的な業務の中でも農家については、自然災害で借金がふくらむ可能性も高い一方、破産となると、収入が出荷の時期に集中する、取引先との関係で出荷ができなくなる、田畑や自宅等の不動産がある等が影響し破産手続による生活再建が困難等、相談者から様々な話を聞く中で地域ならではの課題があることを知り、相談者から話を聞くことは本当に大切だと再認識させられました。夏は、「農閑期でしょ」と相談の中で話すと、「先生、よう知っちゃうね」と言われて、嬉しかったと言う事もありました。